

専門家派遣事業実施要領

(総則)

第1条 一般社団法人健康ビジネス協議会（以下「協議会」という。）が実施する専門家派遣事業について、必要な事項をこの要領に定めることとする。

(目的)

第2条 専門家派遣事業は、民間等の専門家を協議会会員企業等に派遣し、健康ビジネスに関連する商品の開発・販路開拓へのアドバイス及び企業間連携に関するコーディネートを行うことにより、付加価値の高いビジネスの創出や成長を促進することを目的とする。

(支援対象者)

第3条 専門家派遣事業における支援対象者は、協議会又は次の各号のすべてに該当する者（以下「支援対象企業」という。）とする。

- (1) 新潟県内に本社又は事業拠点を有する協議会会員企業、又は、1年以内に協議会に入会することが確実な者。
- (2) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に規定する中小企業者及び創業者。なお、創業者とは、これから1年以内に事業を開始する者をいう。
- (3) 健康ビジネスに関連する商品の開発・販路開拓に意欲的な者、又は、これに関連する企業間連携を希望する者。
- (4) 専門家の派遣支援により、支援の効果が期待できる状況にあると判断される者。
- (5) 雇用保険適用事業所であること。
- (6) 厚生労働省所管の雇用関係助成金について、不正受給処分がなされていない又は不正受給処分がなされてから3年以上経過していること。
- (7) 労働保険料を滞納していないこと。
- (8) 労働関係法令の違反を行っていないこと。
- (9) 性風俗関連営業、接待を伴う飲食店営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主ではないこと。
- (10) 暴力団と関わりのある事業主ではないこと。
- (11) 申請する時点で倒産している事業主ではないこと。
- (12) 県が行う雇用調査に協力すること。
- (13) 事業実施年度の翌年6月までに、新潟県内の本社又は事業拠点に新たに正規職員を雇用するよう努めること。
- (14) 日本標準産業分類において、以下のいずれかの業種に属する企業であること

【指定主要業種】

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、家具・装備品製造業、窯業・土石製品製造業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、その他の製造業

【指定関連業種】

パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、情報サービス業、インターネット附随サービス業

(専門家)

第4条 専門家派遣事業において派遣支援を実施する専門家は、第2条の目的を達成するために必要なノウハウ等を有する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、協議会が

必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 中小企業診断士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、情報処理技術者、その他の公的資格を有する者。
- (2) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の大学の教授、准教授、助教、講師の職にある者。
- (3) 外部（自己の所属する事業所等以外）に対する専門的アドバイスやコーディネートの実績を有する者。
- (4) その他、健康ビジネスに関連する専門知識を有する者。

（専門家の派遣支援活動の内容）

第 5 条 専門家は、健康ビジネスに関連する商品の開発・販路開拓及び企業間連携につながる、次の各号のいずれかに該当する派遣支援活動を行うものとする。

- (1) 支援対象企業の商品開発・販路開拓に対する専門的なアドバイス
- (2) 商品開発・販路開拓につながるような企業間連携のコーディネート
- (3) 協議会が設置した研究会の運営アドバイス
- (4) その他、協議会が必要と認める派遣支援活動

（費用負担）

第 6 条 専門家の派遣に要する謝金及び旅費は、協議会が負担し、1 回の派遣につき、謝金として 42,600 円（税込）、旅費として実費を支払う。ただし、前条(1)及び(2)の規定に該当する派遣の場合は、支援対象企業が費用の一部（県内専門家の場合は 16,000 円（税込）、県外専門家の場合は 22,000 円（税込））を負担する。

（派遣申込手続）

第 7 条 支援対象者は、派遣を受けようとする時、可能な限り専門家と派遣内容及び日程を調整した後に、別記 1 号様式「派遣申込書」及び別記 2 号様式「専門家派遣を受けるに当たっての確認事項」に必要事項を記入の上、協議会に提出する。ただし、別記 2 号様式は毎年度の初回の派遣にのみ添付する。

- 2 協議会は、提出書類の確認及び必要に応じてヒアリング等を行い、本実施要領に照らし合わせ派遣支援活動が適当と認める場合、派遣を決定する。
- 3 協議会は、専門家と日程調整等を図った上で、別記 3 号様式「専門家派遣事業に係る派遣支援について」（以下「派遣依頼書」という。）を専門家に提出する。

（報告）

第 8 条 専門家は、派遣支援活動後、派遣内容等を別記 4 号様式の 1 「派遣支援記録書」及び別記 4 号様式の 2 「派遣支援に係る旅費請求書」に必要事項を記入の上、協議会に提出する。

（派遣回数）

第 9 条 一会员による専門家派遣の利用回数は、年度あたり 5 回を上限とする。

（個人情報）

第 10 条 専門家の派遣支援により知り得た個人情報は、その活動でのみ使用する。また、個人情報の取扱いについては、協議会が定める「個人情報保護方針」に準じる。

(その他)

第 11 条 専門家は、毎年度の初回の派遣依頼書を受理した際、別記 5 号様式「専門家派遣誓約書」に必要事項を記入の上、協議会に提出する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

(附則)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 28 年 9 月 27 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 30 年 4 月 20 日から施行する。

(附則)

この要領は、平成 31 年 4 月 26 日から施行する。